

令和3年6月23日 掲示

保健学科・保健学研究科学生 各位

医学部保健学科教務学生係

課外活動(クラブ・サークル)について

本年5月26日付通知「令和3年6月14日以降の授業等運営方針について」において、課外活動(クラブ・サークル)について、全ての活動参加自粛を要請しておりましたが、以後の課外活動への参加については、各キャンパスでの取り扱いに従ってください。

なお、名谷キャンパスにおける課外活動については、下記のとおり取り扱います。各団体においては、課外活動を再開するにあたっての感染症拡大予防対策や活動計画を作成し、顧問教員の承認を得たうえで、「課外活動再開計画申請書」を提出してください。

なお、神戸大学活動制限指針や保健学科の運営方針に変更があった場合には、別途お知らせします。

記

1. 提出方法

- ・申請書様式は、保健学科ホームページよりダウンロードしてください。(下記 URL 参照)
- ・顧問教員の承認を得たうえで、保健学科教務学生係の窓口またはメールで提出してください。
- ◆保健学科ホームページ:在学生の方へ≫課外活動について http://www.ams.kobe-u.ac.jp/for_students/
- ◆提出先メールアドレス: kyoumu@ams.kobe-u.ac.jp (保健学科教務学生係)

2. 申請書記載にあたっての注意事項

- ・活動計画と感染予防対策を具体的に記載してください。
- ・課外活動の再開が承認された場合で、活動再開後、対外試合参加等の特別な活動の実施を希望する場合は、実施内容や感染症対策について記載した同申請書を別途提出してください。

3. 審議スケジュール

課外活動再開の可否について、保健学研究科学生・安全管理委員会にて審議します。

活動再開日と申請期限はそれぞれ以下の通りです。

活動再開日	申請期限
7月19日(月)	6月29日(火)
8月9日(月)	7月20日(火)

9月6日(月)	8月17日(火)
10月11日(月)	9月21日(火)
11月8日(月)	10月19日(火)

なお、審議結果は各団体代表者へ審議日から2週間以内に通知します。

以上

(名谷キャンパス 課外活動団体・サークル用)

令和 年 月 日

神戸大学大学院研究科長 殿
医学部保健学科長 殿

団体名 _____

役職名及び氏名 _____

顧問教員氏名 _____

(自著に限る) ※承認メールで代用可

【学内施設用】課外活動計画申請書

このことについて、下記のとおり課外活動の再開に向けた計画を作成しましたので、申請いたします。

また、本申請書に記載の「遵守事項等」に違反したときは、活動を中止いたします。

記

1. 活動計画

別紙の通り

- ・ 具体的な練習内容を記載
- ・ 団体の代表者は、活動当日の参加者や活動時間とその内容について必ず記録

2. 感染症予防対策

(部室使用時の対策についても明記)

3. 緊急連絡体制

① 遵守事項

感染症拡大予防のため、以下のとおり最大限の注意を払って活動するとともに、咳エチケット（マスク着用）や手洗いなどの基本的な対策を徹底し、その行動に注意することとする。なお、合宿、食事会、飲み会等は引き続き禁止する。

- 毎日、健康状態のチェック（体温、風邪症状の有無の確認）を行うこと。
体調不良（咳・発熱・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢・嗅覚異常・味覚異常等）のある者は、活動しないこと。

- 他者との距離は2m（最低1m）を確保し、他者と接触する行為を禁止する。

- 最も感染症拡大のリスクを高める環境の抑制に努め、

① 換気の悪い密閉空間 ② 人が密集している ③ 近距離での会話や発声が行われる
という3つの条件が同時に重なった場を作らないこと。

- 活動に使用する道具等については、使用前に消毒を行うこと。

- その他、利用施設等の管理者の定める新型コロナウイルス感染症拡大対策等を遵守すること。

② 留意事項

- 部員を強制的に活動に参加させないこと。
- 課外活動の再開にあたっては、短時間の練習から開始するなど部員の健康管理に十分配慮すること。

別紙

1. 活動日程・時間帯等（記載例：○月上旬、毎週○曜○時～○時、等）

2. 場所

3. 活動内容（具体的に記載）

4. 活動人数（具体的に記載）

(名谷キャンパス 課外活動団体・サークル用)

令和 年 月 日

神戸大学大学院研究科長 殿
医学部保健学科長 殿

団体名 _____

役職名及び氏名 _____

顧問教員氏名 _____

(自著に限る)

【学外施設用】課外活動計画申請書

このことについて、下記のとおり課外活動に向けた計画を作成しましたので、申請いたします。

また、本申請書に記載の「遵守事項等」に違反したときは、活動を中止いたします。

記

1. 活動計画

別紙のとおり

2. 感染症予防対策

3. 緊急連絡体制

①遵守事項

感染症拡大予防のため、以下のとおり最大限の注意を払って活動するとともに、咳エチケット（マスク着用）や手洗いなどの基本的な対策を徹底し、その行動に注意することとする。なお、合宿、食事会、飲み会等は引き続き禁止する。

- 毎日、健康状態のチェック（体温、風邪症状の有無の確認）を行うこと。
体調不良（咳・発熱・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢・嗅覚異常・味覚異常等）のある者は、活動しないこと。
- 他者との距離は2m（最低1m）を確保し、他者と接触する行為を禁止する。
- 最も感染症拡大のリスクを高める環境の抑制に努め、
① 換気の悪い密閉空間 ② 人が密集している ③ 近距離での会話や発声が行われる
という3つの条件が同時に重なった場を作らないこと。
- 活動に使用する道具等については、使用前に消毒を行うこと。
- その他、利用施設等の管理者の定める新型コロナウイルス感染症拡大対策等を遵守すること。

②活動の記録

団体の代表者は、活動当日の参加者や活動時間とその内容について記録しておくこと。

③留意事項

- 部員を強制的に活動に参加させないこと。
- 課外活動の再開にあたっては、短時間の練習から開始するなど部員の健康管理に十分配慮すること。
- 道具等の運搬で大学への入構が必要となった場合は、教務学生係に「臨時入構許可願」を提出し、予め許可を得ておくこと。

